



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日(火) 号外(第17号)

■ 目 次

ページ

企業管理規程

○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程(財務課)

2

企業管理規程

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第十四号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「課長等」を「課長」に改め、「及び室長(組織規程第三条第一項に規定する課内室(以下「課内室」という。)の室長を除く。)-」を削り、同条第十号の表発電事務所の項を削り、同表水道事務所の項中「群馬県新田山田水道事務所」を削る。

第三条第二項中「財務課長」を「経営戦略課財務管理室長」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 経営戦略課財務管理室長が不在のときは、経営戦略課財務管理室経理管財係長が、局出納員の会計事務を代決することができる。

第四条の二中「課長等」を「課長」に改め、同条第九号中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

第四条の三第一項中「課長等」を「課長」に改め、同条第二項中「課長等」を「課長」に改め、同項第一号中「総務課長」を「経営戦略課長」に改め、同号に次のように加える。

又 県庁における物品の購入に係るもので、予定経費千万円未満のものに係る支出負担行為に関する事。

ル 利益剰余金、欠損金及び積立金を処理すること。

ロ 会計間の短期資金の運用に関する事。

ハ 減価償却を決定すること。

ニ 当座勘定借越契約に基づく利息に係る支出負担行為に関する事。

ホ 消費税及び地方消費税の納付に係る支出負担行為に関する事。

ヘ 県庁舎の維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関する事。

レ 群馬県庁情報通信ネットワークの維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関する事。

ソ 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二条の規定による市町村交付金の交付に係る支出負担行為に関する事。

ツ 施設、設備等を対象とする損害共済の加入申込み及び保険料に係る支出負担行為に関する事。

第四条の三第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。
 第四条の四第二号中「課長等」を「課長」に改める。
 第六条第二項中「財務課の次長」を「経営戦略課財務管理室経理管財係長」に改める。
 第十五条第三項中「収納済通知書」を「領収済通知票」に改め、同条第四項中「領収証書」を「領収済通知票」に改める。
 第二十一条(見出しを含む。)中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。
 第三十七条中「領収済通知票」を「領収証書」に改める。
 第四十七条第三項中「領収証書」を「領収証」に、「領収済通知票」を「領収証書」に改める。
 第四十八条第二項中「領収証書」を「領収証」に改める。
 第四十九条第二項中「領収済通知票」を「領収証書」に改める。
 第五十条の二の見出し中「領収済通知書」を「領収済通知票」に改め、同条中「収納済通知書」を「領収済通知票」に改める。
 第五十七条の二第一項中「財務課長」を「経営戦略課財務管理室長」に改め、同条第二項の表中「自動車取得税」を「環境性能割」に改める。
 第五十八条の二第二項第一号中「賃金」を削る。
 第八十五条第一号中「賃金」を「給料」に改める。
 第八十六条第二項中「賃金」を「給料」に改め、同項第一号中「総務課次長」を「経営戦略課次長」に改める。
 第八十八条中「領収証書」を「領収証」に改める。
 第一百零四条中「収納済通知書」を「領収済通知票」に改める。
 第一百三十二条の六中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。
 第一百三十二条の二十二第一項第一号中「契約の相手方の責めに帰する理由により」を削り、同項第二号中「正当な理由がなく、」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
 第一百三十二条の二十三第一項中「とき」の下に「(同項第一号又は第二号の規定に該当する場合にあつては、契約の相手方の責めに帰すべき理由があるときに限る。)」
 又は契約の相手方が第三百三十二条の十八第一項の規定に違反したとき」を加え、同条第三項中「前項」を「前条第一項の規定により契約を解除し、かつ、前項」に改める。
 第一百三十二条の二十六中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。
 第一百三十三条第二項第二号中「三万円」を「五万円」に改める。
 第一百三十四条第三項中「財務課」を「経営戦略課」に改め、同条第五項中「新田山田水道事務所」を「県央第二水道事務所」に改める。
 第一百四十四条中「財務課長」を「経営戦略課長」に改める。
 第一百八十六条中「課長等」を「課長」に改める。
 第一百九十条に次の一号を加える。
 八 資産除去債務
 第一百九十一条及び第一百九十二条中「課長等」を「課長」に改める。

「 め、 別表第一の9の表中	給料 手当等	職員の本俸額 職員に対する諸手当	のを整理する。	法定福利費 (会年)	償基金 雑法定 福利費	会計年度任用職員に 対する労働関係法規 等に基づいて事業主 が負担するもの
給料 (一 般) 給料 (会 年) 手当等 (一 般) 手当等 (会 年)	職員の本俸額 会計年度任用職員の 本俸額 職員に対する諸手当 会計年度任用職員に 対する諸手当	嘱託法定福 利費 厚生福利費 厚生福利費	臨時賃金 臨時法定福 利費 消費品費	臨時雇用される者に 対する賃金及び「手 当」相当額を整理す る。 臨時雇用される者に 対する労働関係法規 に基づいて事業主が 負担するもの		
法定福利費	職員に対する労働関 係法規等に基づいて 事業主が負担するも の	消費品費	「消耗品費」に整理 された物品の修繕費 を含む。			
法定福利費 (一般)	職員に対する労働関 係法規等に基づいて 事業主が負担するも の	給料 手当等 給料 (一 般) 給料 (会 年)	「消耗品費」に整理 された物品の修繕費 を含む。			

債務		開発又は通常の使用によつて生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準じるものを整理する。	じぎ		法定福利費 (一般)	共済組合費、労災保険料、健康診断経費等で職員に係るものをいう。	じぎ
め、別表第二の4の表中 「その他流動負債」			や		嘱託法定福利費 臨時賃金 臨時法定福利費	会計年度任用職員に対する労働関係法規等に基づいて事業主が負担するものをいう。	や
「資産除去債務」		有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準じるものを整理する。	じぎ		旅費	企業管理規程に基づいて職員等に支給した旅費をいう。	じぎ
め、別表第二の9の表中 「その他流動負債」			や	め、別表第三の1の表中	給料 手当等		や
	給料 手当等	管理職手当、初任給調整手当、扶養手当等の諸手当をいう。	や		給料 手当等		じぎ
	給料(一般) 給料(会社) 手当等(一般) 手当等(会社)	管理職手当、初任給調整手当、扶養手当等の諸手当をいう。 期末手当等の諸手当をいう。	じぎ		法定福利費		や
	法定福利費	共済組合費、労災保険料、健康診断経費等で職員に係るものをいう。	や		法定福利費 (一般)	法定福利費	じぎ

<p>「 給料 (一 般) 給料 (会 年) 手当等 (一 般) 手当等 (会 年)</p>	<p>「</p>	<p>め、別表第四の4の表中 事業整理 損失引当 金</p>	<p>事業の整理が行われ る場合に備えて計上 する引当金を整理す る。</p>	<p>を</p>
<p>「 法定福利費</p>	<p>「</p>	<p>「 資産除去 債務</p>	<p>有形固定資産の取 得、建設、開発又は 通常の使用によつて 生じ、当該有形固定 資産の除去に關して 法令又は契約で要求 される法律上の義務 及びそれと準じるも のを整理する。</p>	<p>を</p>
<p>「 法定福利費 (一般) 法定福利費 (会年)</p>	<p>「</p>	<p>め、別表第四の5の表中 「 その他流 動負債</p>	<p>有形固定資産の取 得、建設、開発又は 通常の使用によつて 生じ、当該有形固定 資産の除去に關して 法令又は契約で要求 される法律上の義務 及びそれと準じるも のを整理する。</p>	<p>を</p>
<p>「 嘱託法定福 利費 厚生福利費 臨時賃金 臨時法定福 利費</p>	<p>「</p>	<p>「 資産除去 債務</p>	<p>有形固定資産の取 得、建設、開発又は 通常の使用によつて 生じ、当該有形固定 資産の除去に關して 法令又は契約で要求 される法律上の義務 及びそれと準じるも のを整理する。</p>	<p>を</p>
<p>「 厚生福利費</p>	<p>「</p>	<p>「 その他流 動負債</p>	<p>有形固定資産の取 得、建設、開発又は 通常の使用によつて 生じ、当該有形固定 資産の除去に關して 法令又は契約で要求 される法律上の義務 及びそれと準じるも のを整理する。</p>	<p>を</p>
<p>「 事業準備 勘定 地区別</p>	<p>「</p>	<p>め、別表第四の10の表中 「 その他流 動負債</p>	<p>有形固定資産の取 得、建設、開発又は 通常の使用によつて 生じ、当該有形固定 資産の除去に關して 法令又は契約で要求 される法律上の義務 及びそれと準じるも のを整理する。</p>	<p>を</p>
<p>「 事業準備 勘定 地区別</p>	<p>「</p>	<p>「 その他流 動負債</p>	<p>有形固定資産の取 得、建設、開発又は 通常の使用によつて 生じ、当該有形固定 資産の除去に關して 法令又は契約で要求 される法律上の義務 及びそれと準じるも のを整理する。</p>	<p>を</p>

退職給付費	を整理する。	法定福利費 (一般)	法定福利費引当金として計上するための繰入額を整理する。
退職給付引当金繰入額	退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額を整理する。	法定福利費 (会年)	法定福利費引当金として計上するための繰入額を整理する。
法定福利費	退職給付引当金として計上するための繰入額を整理する。	法定福利費 厚生福利費	法定福利費引当金として計上するための繰入額を整理する。
法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額を整理する。	別表第五の1の表中	給料
嘱託法定福利費		手当等	を
厚生福利費		料(一般)	に
臨時資金		給(年)料(会)	に
臨時法定福利費		給(年)料(会)	に
給料(一般)		手当等(一般)	に
給料(会)		手当等(会)	を
賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額を整理する。	法定福利費	を
退職給付費	退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額を整理する。	法定福利(一般)	に
退職給付引当金繰入額	退職給付引当金として計上するための繰入額を整理する。	法定福利(会年)	に

<p>「 別表第五の3の表中 事業整理 損失引当 金 事業別</p>	<p>「 嘱託法 定福利 費 厚生福 利費 臨時賃 金 臨時法 定福利 費 厚生福 利費</p>	<p>「 有形固定資産の取 得、建設、開発又は 通常の使用によつて 生じ、当該有形固定 資産の除去に関して 法令又は契約で要求 される法律上の義務 及びそれに準じるも のを整理する。</p>
<p>「 別表第五の3の表中 事業整理 損失引当 金 事業別</p>	<p>「 事業の整理が行われ る場合に備えて計上 する引当金を整理す る。</p>	<p>「 主たる営業活動から 生ずる収益を整理す る。節以下は、「格 納庫事業収益」に準 じて整理する。</p>
<p>「 別表第五の4の表中 事業別 資産除去 債務 事業別</p>	<p>「 有形固定資産の取 得、建設、開発又は 通常の使用によつて 生じ、当該有形固定 資産の除去に関して 法令又は契約で要求 される法律上の義務 及びそれに準じるも のを整理する。</p>	<p>「 主たる営業活動から 生ずる収益を整理す る。</p>
<p>「 別表第五の4の表中 その他流 動負債</p>	<p>「 営業収益 賃貸収益 営業雑収益</p>	<p>「 給料 手当等</p>

<p>2 この規程の施行の日前に締結した契約について契約の相手方が改正前の第百三十</p>	<p>1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第百九十条の改正規定並</p>	<p>及び別表第五の3の表の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>別記様式第四十八号及び別記様式第四十九号中「既」を「」に改める。</p>	<p>別記様式第四十八号及び別記様式第四十九号中「既」を「」に改める。</p>	<p>別記様式第三十四号中「職」を「職」に改める。</p>	<p>別記様式第三十二号の二中「職」を「職」に改める。</p>	<p>別表第六中「臨時職員の賃金」を「会計年度任用職員の給料」に改める。</p>	<p>める。</p>	<p>厚生福利費</p>	<p>臨時法定福利費</p>	<p>臨時賃金</p>	<p>厚生福利費</p>	<p>嘱託法定福利費</p>	<p>法定福利費(一般)</p>	<p>法定福利費(会年)</p>	<p>法定福利費</p>	<p>手当等(公)</p>	<p>手当等(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>	<p>給料(公)</p>
---	---	-------------------------------------	---	---	-------------------------------	---------------------------------	--	------------	--------------	----------------	-------------	--------------	----------------	------------------	------------------	--------------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

二条の二十二第一項第一号又は第二号の規定に該当した場合における契約の解除及び違約金については、改正後の同項第一号又は第二号及び第百三十二条の二十三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行の日前に契約の相手方が改正前の第百三十二条の二十二第一項第三号の規定に該当した場合における契約の解除及び違約金については、改正後の同項及び第百三十二条の二十三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規程の施行の際現に改正前の群馬県企業局財務規程の規定により発行されている書類は、改正後の同規程の相当規定によって発行されたものとみなす。

5 この規程の施行の際現に改正前の群馬県企業局財務規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
